

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見および同条第 2 項の規定により提出された意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 28 年 8 月 22 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）平和堂長浜南店 長浜市平方町字八光田 331 番ほか 1 筆

2 意見の概要

(1) 長浜市からの意見

ア 店舗建設箇所の近隣には小中学校および高等学校があることから、学生等の往来や店舗への出入りが多く見込まれるため、周辺の交通環境保持に留意されたい。

イ 店舗計画地の東側の市道地福寺東西 10 号線からの店舗駐車場への出入口については、公安委員会との協議に基づき、幅員等適切に施工されたい。

ウ 計画地内の雨水排水については、長浜市都市建設部道路河川課との事前協議のとおり処理できるよう、構造物を適切に設置されたい。

エ 自動車の駐車部分の面積が 500 平方メートル以上である場合の駐車場の構造および設備については、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）および駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）で定める技術的基準によること。また、駐車料金を徴収する場合は路外駐車場設置の届出をすること。

オ 自家用広告物の表示面積の合計が 10 平方メートルを超える場合は長浜市屋外広告物条例（平成 23 年長浜市条例第 45 号）に基づく許可申請を行うこと。

カ 騒音、振動、粉じん、水質汚濁および悪臭等の公害の発生防止に努めることにより、周辺の生活環境へ配慮されたい。

キ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）および振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に定める特定施設を設置する場合は、工事開始の 30 日前までに長浜市市民生活部環境保全課まで届出すること。

(2) 住民等からの意見

ア 店舗計画地の東側の市道地福寺東西 10 号線からの店舗駐車場への出入口については、歩行者および自転車専用の出入口とし、車両の出入りを制限されたい。車両の出入りを行うのであれば、車道幅 6 メートルおよび歩道幅 2.5 メートルを確保するよう整備されたい。

イ 市道地福寺東西 10 号線沿いにあるごみ集積所に不法投棄が行われないよう対策を講じられたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町 632

(2) 縦覧期間 平成 28 年 8 月 22 日から平成 28 年 9 月 23 日まで